

函館市個人情報保護運営審議会公印取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市個人情報保護運営審議会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(名称, 大きさ等)

第2条 公印の名称, 大きさ等は, 次のとおりとする。

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	用途	管主者
函館市個人情報保護運営審議会长印	24×24	てん書	1	会長名をもつてする文書	総務部 文書法制課 長

第3条 公印は, すべて文書の決裁後でなければ使用することができない。ただし, 定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは, この限りでない。

2 公印を使用するときは, 公印使用簿(別記様式)に所定の事項を記載し, 管守者の確認を受けなければならない。

附 則

この要綱は, 令和5年4月1日から施行する。

